

平成18年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文部科学省初等中等教育局長通知「平成18年度使用教科書の採択について」及び神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）通知「平成18年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について」を踏まえて、平成18年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1)国，県，市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」・「教科書編集趣意書」，県教育委員会の「平成18年度使用の中学校教科用図書調査研究の観点及び平成18年度障害児教育関係教科用図書調査研究の観点」・「教科用図書調査研究の結果」及び平成18年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

(2)公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し，採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3)学校，児童生徒，地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法第107条の規定による図書（以下「107条図書」という。）を除く。

(1) 小学校教科用図書

平成16年度と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(2) 中学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(3) 養護学校用教科用図書及び小学校若しくは中学校の特別指導学級用教科用図書（以下「障害児教育関係教科用図書」という。）

「教科書目録」に登載されているもの又は「107条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 小学校教科用図書採択日程

平成17年7月に、教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。

(2) 中学校教科用図書採択日程

ア 平成17年5月から6月にかけて、学校及び教育文化センターで教科書見本の展示を行う。

イ 5月から6月にかけて、中学校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。

ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。

エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に教科の種目ごとに審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。

オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

カ 7月に、教育委員会会議において中学校教科用図書を採択する。

(3)障害児教育関係教科用図書採択日程

ア 平成17年5月から6月にかけて、養護学校長及び特別指導学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「養護学校及び特別指導学級用教科用図書調査書」を提出させる。

イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に教科の種目ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。

ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

エ 7月に、教育委員会会議において障害児教育関係教科用図書を採択する。